

平成21年5月20日

静岡県自動車学校

新型インフルエンザ対策ガイドライン

1. 政府見解

厚生労働省は「事業者・職場における新型ガイドライン」を公表し、各省庁を経由して管下事業者に対して「行動計画」の策定を要請した。事業継続計画策定における留意点、新型インフルエンザ発生時の社会経済状況の想定（発症率・欠勤率・流行期間の想定他）、日本独自の発生段階の表現を記載するなどの詳細が織り込まれた。

これを受け、静岡県自動車学校静岡校、浜松校、沼津校、松崎校、における新型インフルエンザ対策行動計画を策定した。

2. 事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン

(1) ガイドラインが求めるもの

新型インフルエンザの流行により、大多数の企業が影響を受け、感染者が多数発生することが予想される。このため、人命の安全確保を第一に考えるとともに、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。合わせて、社会的・経済的な影響を減少させるべく、事前に事業継続計画を策定し、備えておくことが重要である。

(2) 流行時における政府の対応及び一般事業者に求められる対応

発生段階	第1段階	第2段階	第3段階（流行の波：8週間程度）			第4段階
	海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	蔓延期	回復期	小康期
感染の速度	0	2～4週間	4週間～	6週間～	—	—
政府の対応	国から公表	国から公表	国からの公表	都道府県が判断	都道府県が判断	国から公表
	新型インフルエンザ対策本部、関係閣僚会議等による対策に実施					体制維持
	—	集会・興業等の自粛、学校の休校、事業活動の自粛要請				施策継続要請
企業活動への影響	海外出張の中止	欠勤率 数% 国内出張の中止	欠勤率 20%	欠勤率最大 約 40%	欠勤率 約 20%	欠勤率 数%
	—	事業活動の低下 物流量の減少	集配の遅延、物流サービスの中断 物流量の大幅な減少			—
一般事業者	感染防止対策の強化（マスクの着用、手洗いの徹底等） 不要不急の外出の自粛					感染防止対策の継続
	業務縮小の準備 食料品・生活必需品の備蓄強化	業務の縮小 最小限の従業員 体制への変更	事業の休止 （必用最小の事業を継続）			業務の立直し 備蓄品再調達

3. 改正ガイドラインへの対応

ガイドラインによると、新型インフルエンザの発症率は25%、致死率は発症者の0.5～2.0%であり、繁忙期の在校生1,000人（静岡校）に置き換えると、罹患者250人、程度と想定される。（職員70人では罹患者18人）

ただし、新型インフルエンザについては、未知の部分が多く、流行時の被害状況・社会状況を的確に予測することは、現段階において非常に困難である。

新型インフルエンザの流行は、いつ発生するとも分からないため、万一の場合に対処できるよう現在のガイドライン・法規制等に沿って「危機管理体制」及び「社員等の感染予防対策」について検討し、対応策の策定を進める。

（1）危機管理体制

① 対策組織（新型インフルエンザ対策本部）

国からの発生の公表を受け、所属長は、新型インフルエンザ対策室の設置について事業本部長へ上申し、本部長が対策室を設置する。

② 体制の種類・発令及び解除

発生段階	体制の種類	発令	解除
第1段階	準備態勢	国からの海外発生の公表に基づいて、対策室より「準備体制」を発令する。	新たな発令があった場合は自動解除とする。 立て直し体制から通常状態に戻る場合は対策室の決定により、解除する。
第2段階	準パンデミック体制	国からの国内発生の公表及び社内外の状況を勘案し、「準パンデミック体制」を発令する。	
第3段階	パンデミック体制	国からの国内発生の公表及び社内外の状況を勘案し、「パンデミック体制」を発令する。	
第4段階	立て直し体制	国からの小康状態の公表または教習生・職員等の患者が減少し、欠勤率が数%にとどまっていると判断できる場合は、対策室より「建て直し体制」を発令する。	

③ 対策室の任務及び要因

対策室の各体制時における任務は次のとおりであり、対策室の任務を遂行するため、本部長（対策室長）のもとに統括班、お客様対応班、職員対応班、厚生班等を置く、ただし、通勤や職場・会議、研修、会合における接触の機会を減らし、感染機会を減少させるため班員は必要最小限の人員とする。

体制段階	主な対応内容
準備体制	「業務休止縮小に向けた準備実施」「海外渡航者等の取り扱い」及び「感染防止対策強化」の決定ならびに指示。
準パンデミック体制	「内外の情報収集」「通学生・合宿生に対する対応」「職員の出張等移動に対する対応」「教習生・職員等の発病状況の把握」「次体制への準備」「感染防止策の継続的強化」の決定ならびに指示。
パンデミック体制	「検定・教習等の実施制限」「教習生の通学制限」「職員の出勤制限」「通学生の休校対応・合宿生の合宿所待機または、一時帰宅対応」「校内における感染拡大防止対策の実施」の決定ならびに指示。
立て直し体制	「業務立て直しに向けた準備実施」「通学・出社制限解除」「通学生・合宿生の待機解除と対応」「感染防止策の継続」の決定ならびに指示。

(2) 事業継続対策の基本

* 新型インフルエンザ流行時の当校の事業継続計画

発生段階	第1段階	第2段階	第3段階（流行の波：8週間程度）			第4段階
	海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	蔓延期	回復期	小康期
感染の速度	0	2～4週間	4週間～	6週間～	—	—
政府の対応	国から公表	国から公表	国から公表	都道府県が判断	都道府県が判断	国から公表
	新型インフルエンザ対策本部、関係閣僚会議等による対策の実施					体制維持
	—	集会・興業等の自粛、学校の休校、事業活動の自粛要請				施設継続要請
企業活動への影響	海外出張の中止	欠勤率 数% 国内出張の中止	欠勤率 20% 在宅勤務の増加	欠勤率最大 約40%	欠勤率 約20%	欠勤率 数%
	—	企業活動の低下 物流の減少	集配の遅延、物流サービスの中断 物流量の大幅な減少			—
当 校	準備体制	準パンデミック体制	パンデミック体制			立て直し体制
	情報収集 通常業務 対応への準備 感染防止強化 必要物資の備蓄 新型インフルエンザ防止を目的とした啓蒙告知を別紙により掲出する	情報収集 業務継続か縮小を検討 感染防止の継続強化 (マスク着用・手洗い等の徹底) 国内出張の中止を含む抑制策の検討 お客様(教習生)・職員等の発生状況把握	感染地域の把握と影響検討 お客様(教習生)・職員等の発病状況把握 業務(教習・講習等)の縮小(中止又は休校) お客様対応(説明・問合せ等) お客様(教習生)・職員等の自宅待機処置等 感染防止策の継続強化(お客様・職員にマスクを配布着用、手洗いの徹底指示)			業務の立直し 罹患者以外の通学・出社 感染防止策の継続 備蓄品再調達

(3) 新型インフルエンザ流行時の当校の事業計画の詳細

①「準備体制」発令時

発生段階（第1段階）において「準備体制」を発令する。通常業務を継続するが、新型インフルエンザ等の毒性、感染状況、適切な防止策などの情報の収集を行い必要物資等の調達、備蓄を行なうなど「準パンデミック体制」発令時の業務継続に向けた準備をする。

②「準パンデミック体制」発令時

発生段階（第2段階）において「準パンデミック体制」を発令する。基本的には問合せ対応業務を中心に通常業務を実施する。

また、国内の発生・感染状況等を把握し、職員及びお客様の発生状況から業務の継続か縮小かの判断を行う。[準備に必要な体制移行初期対応期間（発令から数日以内を目途）を設ける。]

③「パンデミック体制」発令時

発生段階（第3段階）において「パンデミック体制」を発令する。職員の欠勤率、お客様の状況で、教習、講習等の休校、中止・延期を前提に対応する。お客様に対応する職員を除いて他の職員は自宅待機する。

④「立直し体制」発令時

発生段階（第4段階）において「立直し体制」を発令する。通常業務に復帰するため罹患者を除いた職員等の自宅待機を速やかに解き、業務の立直し要因を確保する。お客様への連絡対応を行い通常業務へ移行する。

(4) 職員・お客様の感染防止対策

各校において既に、マスク、消毒液等の備蓄を実施しているが、さらに感染防止対策を充実していく。既に備蓄している衛生用品等は以下のとおり。

① 静岡校（在校生1,000人・職員数100人）

用品名	数量
不織布製マスク（サージカルマスク）	全職員50日分の使用量以上を備蓄
不織布製マスク（サージカルマスク）	お客様（1000人）3日分の使用量以上を備蓄
N95マスク	全職員2日分の使用量以上を備蓄
手指消毒液	全職員、お客様30日分の使用量を備蓄

② 浜松校（在校生400人・職員数50人）

用品名	数量
不織布製マスク（サージカルマスク）	全職員50日分の使用量以上を備蓄
不織布製マスク（サージカルマスク）	お客様（400人）3日分の使用量以上を備蓄
N95マスク	全職員2日分の使用量以上を備蓄
手指消毒液	全職員、お客様30日分の使用量を備蓄

③ 沼津校（在校生 400 人・職員数 50 人）

用 品 名	数 量
不織布製マスク（サージカルマスク）	全職員 50 日分の使用量以上を備蓄
不織布製マスク（サージカルマスク）	お客様（400 人）3 日分の使用量以上を備蓄
N95 マスク	全職員 2 日分の使用量以上を備蓄
手指消毒液	全職員、お客様 30 日分の使用量を備蓄

④ 松崎校（在校生 80 人・職員数 20 人）

用 品 名	数 量
不織布製マスク（サージカルマスク）	全職員 50 日分の使用量以上を備蓄
不織布製マスク（サージカルマスク）	お客様（80 人）3 日分の使用量以上を備蓄
N95 マスク	全職員 2 日分の使用量以上を備蓄
手指消毒液	全職員、お客様 30 日分の使用量を備蓄

4. 今後の進め方

（1）検討事項

前記 3(3)「職員・お客様の感染防止対策」については、人命や安全確保を優先とし、各発生段階における感染防止策の充実をはじめ、発生の前段階における感染予防策の啓発や通常インフルエンザ接種の推奨などを検討・実施することが不可欠である。

（2）サプライチェーン（取引業者）への対応

サプライチェーンにおいても、新型インフルエンザ対策の必要性を十分理解し、具体的対策等をしていただくとともに、対策の共有や対策強化を進めていただくように調整・検討を進める。

参考資料 パンデミック対策

*世界保健機関（WHO）による現在のパンデミックインフルエンザ警報フェーズ

パンデミック間期	ヒト感染のリスクは低い	1
動物間に新しい亜型ウイルスが存在するがヒト感染はない	ヒト感染のリスクはより高い	2
パンデミックアラート期 新しい亜型ウイルスによる ヒト感染発生	ヒト-ヒト感染は無いが、また極めて限定される	3
	ヒト-ヒト感染が増加していることの証拠がある	4
	かなりの数のヒト-ヒト感染のあることの証拠がある	5
パンデミック期	効率よく持続したヒト-ヒト感染が確立	6

WHOおよびその他の専門家は、20世紀におこった3回のパンデミックの最後が発生した1968年以來のどの時よりも現在、世界はインフルエンザパンデミックに近づいていると考えている。WHOは、世界にパンデミックの脅威の深刻さ及びより高度の事前計画活動を実施する必要について知らせるための制度として、パンデミック警報の6つのフェーズを用いている。

ひとつのフェーズから他フェーズにいつ移るかを含めて、現時点でのフェーズの指定はWHOの事務局長が行う。

それぞれの警告フェーズは、WHO、国際社会、各国政府、産業が取るべき一連の勧告された活動に対応する。ひとつのフェーズから他のフェーズへの移行は、インフルエンザの疫学動向、循環しているウイルスの特徴を含めたいくつかの要素により規定される。